

○津山工業高等専門学校公印規程

〔平成18年4月1日〕
規程第53号

改正 平成24年11月2日規程第5号

改正 平成26年12月3日規程第12号

改正 平成30年1月19日規程第1号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)において使用する公印に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構公印規則(以下「公印規則」という。)に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の作成等)

第2条 公印の作成、改刻及び廃止は、校長が行う。

2 公印を作成し、改刻し、又は廃止する必要があるときは、文書により印影案を添えて、校長の決裁を受けなければならない。

(公印の種類と管理)

第3条 本校の公印の種類、公印規則第7条第1項並びに第4項に定める公印管理者並びに公印取扱者は、別表に定めるとおりとする。

(独立行政法人国立高等専門学校機構の会計機関の使用する公印等)

第4条 独立行政法人国立高等専門学校機構の会計機関の使用する公印については、別に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、津山工業高等専門学校公印規程(昭和54年規則第1号)に基づき作成、使用されている公印については、この規程により作成されたものとみなす。

附 則 (平成24年11月2日規程第5号)

この規程は、平成24年11月2日から施行する。

附 則 (平成26年12月3日規程第12号)

この規程は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成30年1月19日規程第1号）

この規程は、平成30年1月19日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類		寸 法 (mm平方)	公印管理者	公印取扱者	使 用 範 囲	備 考
組織印	津山工業高等専門学校之印	30	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校之印	40	総務課長	総務係長	卒業証書, 修了証書, 名誉教授称号記	刻字はヨコとする。
職名印	津山工業高等専門学校長印	30	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校長印	15	学生課長	教務係長	学生証, 身分証明書	
	津山工業高等専門学校長印	30	学生課長	教務係長	学生に係る一般の文書, 入学試験に係る一般の文書, 各種証明書及び各種許可書	刻字はヨコとする。
	津山工業高等専門学校長印	33	学生課長	教務係長	卒業証書, 修了証書	刻字はヨコとする。
	津山工業高等専門学校事務部長之印	23	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校総務課長之印	20	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校学生課長之印	20	学生課長	教務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校教務主事之印	20	学生課長	教務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校学生主事之印	20	学生課長	学生生活係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校寮務主事之印	20	学生課長	寮務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校図書館長之印	30	学生課長	学術情報係長	一般の文書	

